

医師に対する時間外勤務手当等の未払いについて

<事案概要>

当センターにおきまして、令和7年4月11日に管轄の労働基準監督署より、臨床研修医20名に対する令和4年4月12日～令和5年9月30日の間の時間外勤務手当等の一部の未払いについては是正の勧告を受けたところです。

<対応>

このような事案が発生したことを重く受け止め、今般の是正勧告に基づき調査を進めるとともに、令和7年8月15日に当該臨床研修医20名に対し、各種規定に基づき適正な支払いを実施しました。

また、平成31年4月～令和5年9月の間、当院に在籍した医師約200名について、当該臨床研修医20名とは別に同様の未払いが生じていることを確認し、調査を進めており、調査が完了次第速やかに支払いを実施いたします。

この度は関係する皆さまには多大なるご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

今般の事案を踏まえ、再発防止に取り組むとともに、適切な勤怠管理と規程等の遵守を徹底して参ります。

今後とも、職員一丸となって病院運営に取り組んで参りますので、何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

令和7年8月29日

国立健康危機管理研究機構

国立国府台医療センター院長 青柳 信嘉